

三次市教育委員会会議録

1 日 時 令和3年3月17日(水)
開会 午後 1時00分
閉会 午前 1時54分

2 会 場 三次市役所本館 3階会議室

3 出席委員 教 育 長 松 村 智 由
委 員 小 根 森 直 子
委 員 深 水 顕 真
委 員 井 岡 直 美
委 員 藤 井 皇 治 郎

4 出席職員 教 育 次 長 甲 斐 和 彦
教育委員会事務局付課長 河 野 智 樹
学校教育課長 大 原 哲 也
教育委員会事務局付課長 赤 木 実
文化と学びの課長 古 矢 俊 彦
教育総務係長 伊 藤 浩 司
文化と学びの課主査 迫 あ す か

5 議事日程

(1) 議案第37号 教職員の人事案について(非公開)

(2) 報告1 三次市学校規模適正化検討委員会委員長答申について(公開)

教育総務係長 ただいまから教育委員会会議を開催する。以降の進行を教育長にお願いする。

松村教育長 これから議事に移る。本日の議案は、議案第37号については、人事に関する案件のため、公開になじまないと判断する。については、三次市教育委

員会会議規則第14条第1項により非公開が適当と考えるがいかがか。

委員一同 一異議なし

議案第37号 教職員の人事案について

(人事に関する案件のため非公開)

松村教育長 次に、報告1について、事務局の説明を求める。

教育次長 三次市学校規模適正化検討委員会委員長答申について報告する。学校規模適正化検討委員会は公募委員2人を含め10人体制で、昨年10月から6回にわたって協議・検討していただいた。委員の互選により、広島大学大学院人間社会科学研究科の滝沢潤先生を委員長として検討いただき、3月15日に答申書として教育長へ提出いただいた。その内容を報告させてもらう。三次市立小中学校の規模及び配置の適正化については、前回は平成22年3月、三次市学校規模適正化検討委員会からの答申を受けて、平成22年8月に教育委員会としての方針をまとめている。その時の方針は、学校規模適正化検討をスタートさせる時期について、中学校は、将来的に検討する時期がくることは考えられるが、現時点では対象としない。小学校は、完全複式になった時点を検討スタートさせる時期の目安とするとされたものである。今回の委員会では、この場で議論いただいた、三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する事項（※ICT活用時代における学校及び配置の適正化）という諮問を受けての議論であり、学校規模適正化の検討をスタートさせる時期の目安については、答申書12ページ、(1)学校規模の適正化に向けた基本的な方に記述されており、小学校においては、「全学年が複式学級である、いわゆる完全複式」となった時点、もしくは更に小規模化が進んで「2つの学年で児童数がゼロ」になった時点のいずれかとするとされ、これは前回答申を踏襲されたものである。中学校においては、「複式学級」となった時点、もしくは更に小規模化が進んで、「1つの学年で生徒数がゼロ」となった時点のいずれかとされている。ただし、学校規模の適正化の検討の際には、児童生徒、保護者、地域住民及び教職員の意見を十分に踏まえること、そしてまた、

このような事態が予測されるか否かに関わらず、小中一貫教育を基盤とした教育環境の充実を図るために、児童生徒、保護者、地域住民と教職員、教育委員会が連携協力しながら、13ページにある、学校規模及び配置の適正化に向けた具体的な方策に積極的に取り組むことが望ましいとされている。その望ましいとされる内容は、子どもたち一人ひとりに豊かな教育環境を保障するために学校規模及び配置の適正化の際の具体的な方策として考えられる3点の手法が記述してある。1点目、ICTの利活用による豊かな教育機会を保障するための手法。2点目、小中一貫教育の充実発展とその魅力、特に小規模校の魅力を発信する手法、3点目、学校統合や義務教育学校の設置によって適正化を図る手段である。三次市が取り組んできた小中一貫教育の実績・成果を踏まえつつ、さらにそれを充実・発展させることを前提に、保護者や地域の皆さんの意見を最大限に考慮して、各学校区の実態に合わせることを大切であるとされている。このことが、学校規模適正化の検討をする地区の目安について、前回の答申に対する今回の答申の内容である。全体を大まかに説明していく。答申書の目次をみてもらうと、「1. はじめに」で始まり、最後の「9. おわりに」までの9項目で成り立っている答申書である。1ページには、答申をするにあたって、人口減少や少子化、三次市が取り組んできた小中学校教育の成果や、新型コロナウイルスの感染拡大が及ぼす影響、そしてまたICTとかAIの発展などの社会背景を踏まえた考え方が記述されている。2ページから3ページには、三次市立小・中学校の児童・生徒数の推移、4ページから6ページには、三次市立小・中学校の学校規模及び配置の現状が記述されている。この答申書の後ろにある資料4-1から4-4も併せて、のちほどゆっくりご覧いただくこととし、説明は割愛させていただく。7ページから8ページには、三次市立小・中学校における取組の成果と課題が記述されている。これは、平成23年度から取り組んできた小中一貫教育についての成果が記載されており、通学区域の自由化制度については、小中一貫教育や地域で学び育つことを充実させる観点からは、そうした取組との一貫性が問われるということがひとつの課題として記述されている。また部活動について、教職員の働き方改革や専門的な指導の充実などの観点か

ら、中学校単位でのスポーツ文化活動の機会保障から三次市全域での機会保障へ、そのあり方を検討する必要があるということで、自由化とあわせて、今後の課題が記載をされている。9ページには、学校規模及び配置の適正化の必要性についての記述がある。人口動態や社会経済の変化とそれに対応した教育・学習のあり方、さらには学校への通学や学級を単位として教室で学ぶことを相対化する動向の中で、学校規模の大小に関わらず児童生徒の基礎的な教育環境としての学級、学校の規模や配置の適正化についても、従来とは異なる発想、方法が求められているということを書かれている。10ページには、学校規模及び配置の適正化に対する考え方が記述されており、(1) 適正化に対する方針では、子どもたち一人ひとりに豊かな教育環境を保障するために、学校規模の大小にかかわらず、これまでの小中一貫教育の実績・成果を踏まえつつ、各学校がその良さを活かし、ICTを積極的に利活用して課題解決を図ることにより、適正な学校規模及び配置を実現すると記述されている。(2) 適正な学校規模の標準では、「適正化に対する方針」を踏まえれば、三次市立小中学校に一律に適用する適正な学校規模の基準を設けることはできないと考えるが、法令上及び教育活動の実際からその「標準」について確認しておく必要があるとされ、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、「学校教育法施行規則」、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」について触れた上で、国の小学校の35人学級を実現する方針や、児童生徒一人ひとりに対する指導の充実や教職員の働き方改革などの観点から行った、この委員会における議論を集約すれば、適正な学校規模を考える際に一般的に考えられる小中学校1学級の児童生徒数は、20人から25人であろうということを、この委員会の意見とされている。少人数の学級においては、オンラインによる学習成果発表会を開催したり、比較的多人数の学級においては、少人数指導やグループ学習の機会を設けたりするなどの工夫や、教員配置の充実などが求められるとされている。12ページでは、先ほど説明した、学校規模適正化の検討をスタートしていく時期の目安、13ページでは、先ほど説明した、学校規模及び配置の適正化に向けた具体的な方策について記載されている。そして14ページ

では、「おわりに」として、三次市における人口減少・少子化と小中一貫教育の成果や新たな学びの展開の中で、学級・学校の規模や配置の適正化が検討される必要があるとの記述があり、そしてまた、ICT関連について記述されている。この答申はこれまで三次市が取り組んできた各地域における小中一貫教育の成果とその可能性を将来にわたって活かすことが肝要であるとの前提に立つものとし、学校、地域、保護者が一体となって、地域の学校の充実・発展に取り組むことを期待するものである。この答申で示した、学校規模適正化の議論をスタートしていく時期の目安にかかわらず、地域の学校のよさを発展させるために、今から関係者の積極的な取組が求められると考えるとしたものである。以上が答申の大まかな内容である。この答申を受けて、どのような方針とするのかを、今後、教育委員の皆さんでまた協議をいただきたい。前回の例で言えば、3月に答申をいただいて8月に方針を出しているが、この方針を出すまでのスケジュール等については、また、事務局の方から提案をさせていただきたいと思う。

松村教育長 3月15日月曜日に、ただいま事務局から説明のあった、三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化についての答申を受けた。当日、小根森委員、藤井委員に立ち会いをいただいて、受け取らせてもらったものである。今後のスケジュール等については、また、事務局から委員の皆様以案内する中で進めさせていただくように考えている。またしっかり読んでみていただき、一緒に検討していただければと思う。今の説明について、質問等がないようであれば、報告1についてはよろしいか。

委員一同 一了承一

松村教育長 これをもって本日の会議を終了する。